



## 英国の反贈収賄法(続編): 英国の反贈収賄法に基づく「適正手続き(Adequate Procedures)」に関する最初の事案

執筆者: 木目田 裕、Mark Tudor、紺野 博靖

2018年2月、英国の陪審員は、ある会社(Skansen Interiors Limited)(以下「本件会社」という。)が、英国の反贈収賄法(以下「反贈収賄法」という。)における贈収賄行為の未然防止責務の懈怠という「企業犯罪(Corporate Offence)」を犯したか否かについて、最初のケースを審理した。

「企業犯罪(Corporate Offence)」で起訴された会社の一般的な防御方法は、既に賄賂を防止する「適正手続き(Adequate Procedures)」を実施していたことを証明することである。

この点、本事案において、陪審員は、本件会社は有罪であるとの審判を下した。即ち、陪審員は、本件会社は「適正手続き(Adequate Procedures)」を実施していたとは認定しなかったのである。

反贈収賄法自体がどのようなことが「適正手続き(Adequate Procedures)」と見做されるかについて明確な指針を定めていない中で、本事案は、陪審員がこの点を解釈した最初の事例である。

残念ながら陪審員の評決は有罪の理由までは述べていないが、周辺状況から幾つか参考にできる点がある。

なお、英国の反贈収賄法については、我々の [2016年11月](#)のニュースレターもご参照頂きたい。そこでは、以下の概要を紹介している。

- 反贈収賄法における犯罪一般
- 反贈収賄法違反の刑罰範囲、及び

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

- 反贈収賄法がどのように日本法人及びその関係会社に適用されるか

## 事案の概要

本件会社は、約 30 名を雇用していた小規模のコントラクターであった。

新しい最高経営責任者 (CEO) が 2014 年に本件会社に就任した際、彼は、本件会社が、約 600 万ポンドの入札を落札するために、他の会社に対して 1 万ポンドの支払いをしたことを発見した。

一種の賄賂に見える支払いを発見し、この新任の CEO は、直ちに、内部調査を開始し、正式な贈収賄及び腐敗防止制度を導入した。

更に、彼は、手続中であった追加の 2 万 9 千ポンドの支払いも停止した。

内部調査の結果が出た後、その CEO は、賄賂に関して責任のある従業員メンバー(後に、反贈収賄法を犯した罪で有罪を言い渡された者)を解雇した。そして、本件会社として警察に自発的に報告し、警察の捜査に全面的に協力した。

## なぜ、企業犯罪(Corporate Offence)で本件会社が起訴されたのか？

本事案に対し、多くの評論家がこの問いを投げかけている。

本件会社は、内部調査の後に警察に自発的に報告し、責任ある従業員メンバーを解雇し、そして警察の捜査に全面的に協力した。

一般には、ある会社が自発的に報告し、警察の捜査に全面的に協力した場合、検察庁(Crown Prosecution Service)は刑事裁判に労力を費やすよりも、Deferred Prosecution Agreement という一種の司法取引を締結することが予想される。

しかし、本事案では、Deferred Prosecution Agreement に関する最初の協議が行われた後、検察庁はその方向には進まないことを選んだ。

なお、本案審理の段階において、本件会社はもはや営業しておらず、有罪と認定されたとしても財産的刑罰を同社に科すことができないため、裁判官が言い渡すことができた判決は「免除(absolute discharge)」しかなかった。よって、本件会社の記録において有罪判決は残らなかった。

検察庁は、(本件会社が休眠会社であったためと推察されるが、)「Deferred Prosecution Agreement を締結することに利益がない。」と考える一方で、本件会社を起訴することで、「賄賂は容認されず、賄賂事案は、たとえ小規模の会社であったとしても厳格に処罰される。」というメッセージを業界に対して発信することになると考えた、というのが一般的な見方である。

## 所見

英国において事業を行う日本法人及びその英国子会社の観点からすると、賄賂リスク分析を遂行し、しっかりした贈収賄防止及び腐敗防止施策の導入が確実になされるよう注意する必要がある。

慎重かつ強固な施策の構築がより望まれる。特定の国毎ではなく、特に日本の本社からグループ全体規模で施策を導入する場合、当該グループ規模の施策が、英国の反贈収賄法の要件を満たし、同法による起訴リスクから企業を守るものであることを確実にする必要がある。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



マーク チューダー  
**Mark Tudor**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー\*  
[m.tudor@jurists.co.jp](mailto:m.tudor@jurists.co.jp)

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に出向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへのリーガルサービスの経験を有する。

\*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす  
**紺野 博靖**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[h.konno@jurists.co.jp](mailto:h.konno@jurists.co.jp)

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。現在、日本EU間LNG覚書に基づく専門家部会のメンバー。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2018